平成２２年（フ）第８５号
福井県坂井市坂井町長屋町第32号９番地６
債務者　川越　儀信
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
福井県坂井市坂井町長屋町第32号９番地６
債務者　川越　友和
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
福井市月見１丁目２番64号　レジデンスミチ402号
債務者　村上　直達
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
長野市中越２丁目41番３号
債務者　内田今朝男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
長野市三輪５丁目２番Ｄ２―208号　県営住宅柳町団地Ｄ―２
債務者　早瀬真由美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
長野市吉田２丁目18番23―35号
債務者　青木　輝夫
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
長野市篠ノ井御幣川80番地２篠ノ井第４団地302号
債務者　樋口　一男
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏824番地８
債務者　山本　守一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
兵庫県宝塚市御所の前町15番24号ハイツリバーサイド302号、前住所兵庫県宝塚市末成町19番46号
債務者　高田　結花
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８５号
兵庫県川西市東畦野４丁目６番６号、前住所大阪府高槻市城南町１丁目22番15号
債務者　木原　和美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目17番10―306号
債務者　片桐　義継
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７６号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目87番地の４
債務者　森口美香子（旧姓小濱）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目14番10号プリーメルハイツ203
債務者　澄川　修也
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９５号
兵庫県尼崎市富松町１丁目７番９号
債務者　庄司実和子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０８号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目21番25号グレース南塚口501
債務者　豊島　恒子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９号
徳島市幸町３丁目70番地の１
債務者　森本　和子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２０号
大分県別府市大字鶴見2222番地の４
債務者　安東眞由美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係